

○平成二十一年総務省告示第百二十五号（アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正案	現行
<p>1 占有周波数帯幅の許容値の表 （表略）</p> <p>注1 135.7kHz から 137.8kHz まで、<u>472kHz から 479kHz まで</u> 及び 1,907.5kHz から 1,912.5kHz までの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の項に規定する値にかかわらず、<u>200Hz</u> 以下とする。</p> <p>注2～注7 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1 占有周波数帯幅の許容値の表 （表略）</p> <p>注1 135.7kHz から 137.8kHz まで及び 1,907.5kHz から 1,912.5kHz までの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の項に規定する値にかかわらず、<u>100Hz</u> 以下とする。</p> <p>注2～注7 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この告示は、平成二十七年一月五日から施行する。